

平成 21 年 10 月 22 日

資 料

(法 人 課 税)

政府税制調査会 諮問文（抜粋）

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

- (2) 既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること。また、税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること。
- (6) 法人課税や国際課税等の分野において、グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討すること。

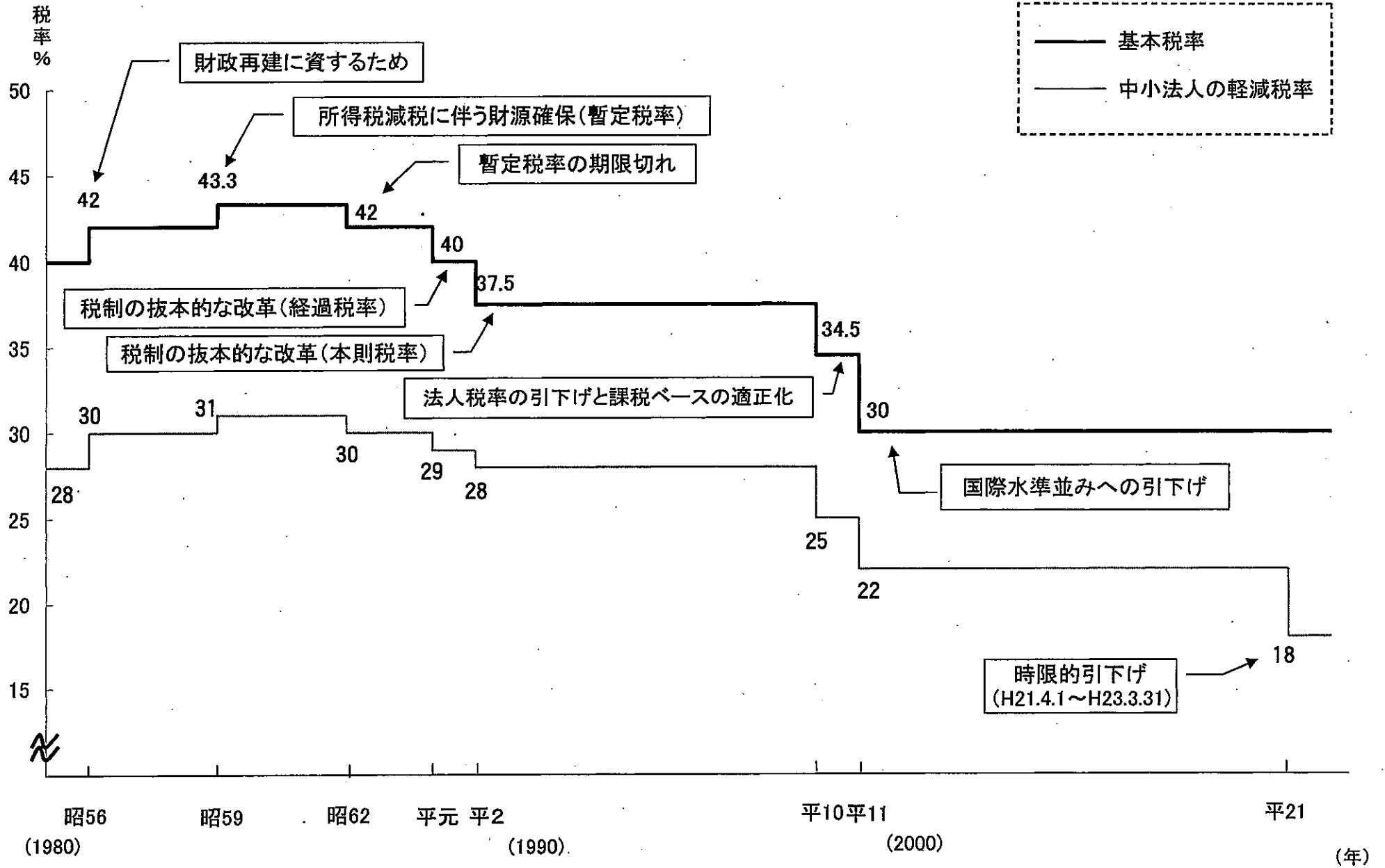
近年の主な法人税制改正の動向

近年における経済のグローバル化の進展や企業経営の多様化等に対応して、法人税制の「近代化」が行われてきている。

- | | | |
|----------------------|-----------------|------------|
| I 法人税率の引下げと課税ベースの適正化 | II 研究開発税制等の重点化 | III 企業再生支援 |
| IV 会社法制等のインフラ整備への対応 | V 民による公益活動の促進 等 | |

		平成10年度～平成12年度 (98年～00年)	平成13年度 (01年)	平成14年度 (02年)	平成15年度 (03年)	平成16年度 (04年)	平成17年度 (05年)	平成18年度 (06年)	平成19年度 (07年)	平成20年度 (08年)	平成21年度 (09年)	
法人税改正内容	法人税率	⑩法人税率の引下げ 37.5⇒34.5% ⑪法人税率の引下げ 34.5⇒30%									○中小法人等の 軽減税率の引 下げ(2年間) 22 ⇒ 18%	
	課税ベース 等	⑩適正化(賞与引当金の 廃止等、減価償却 の見直し等)		○適正化(退職 給与引当金の 廃止、受取 配当等の益 金不算入制 度の見直し 等)	○研究開発、設 備投資減税 の集中・重点 化		○欠損金の繰 越期間の延 長	○企業再生関 係税制の整 備	○研究開発税制の見 直し等	○減価償却制度の見 直し	○研究開発税制 の拡充等 ○減価償却制度 の見直し	○研究開発税制 の拡充 ○省エネ・新エネ 設備等の即時 償却制度の導 入 ○中小企業関連 税制の充実 (中小法人等の 欠損金の繰戻し 還付の適用停止 の廃止等)
		⑪株式交換等に係る 課税の特例の創設 ⑫金融商品に対する 時価評価等の導入	○企業組織再 編税制の創 設	○連結納税制 度の創設		○連結付加税 の廃止		○会社法の施行に伴 う税制の整備	○留保金課税制度の 抜本見直し ○一人オーナー課税 制度の導入	○留保金課税制度の 見直し(中小企業 を適用除外) ○一人オーナー課税 制度の見直し	○三角合併等に対応 した企業組織再編 税制の見直し ○信託税制の整備	
			○認定NPO 法人制度の 創設		○認定NPO 法人制度の 拡充							○公益法人制度 改革に対応し た税制の整備
備考	関連する 制度改正	⑩NPO法人制度の 創設 ⑪株式交換・株式移転 制度の導入 ⑫金融商品に対する時 価評価の導入	○会社分割法 制の創設					○会社法の施行 ○会社法対応の企業 会計の導入	○信託法の改正	○新しい公益法 人制度の施行 (20年12月1日)		

法人税率の推移



中小企業支援税制の概要

資金繰りや内部留保の蓄積に資する措置

- 中小企業の軽減税率(22%)
昭和30年創設
※ 中小企業の法人税率の特例(18%)
創設年度 平成21年度
減収見込額 ▲1,100億円程度
- 特定同族会社の留保金課税に係る
中小企業の適用除外
創設年度 平成19年度
減収見込額 ▲270億円程度
- 中小企業の欠損金の繰戻し還付の
適用停止措置の廃止
創設年度 平成21年度
減収見込額 ▲1,120億円程度

設備投資や人材育成等の促進を 主眼とした措置

- 中小企業向け研究開発税制
(中小企業技術基盤強化税制)
創設年度 昭和60年度
減収見込額 ▲70億円程度
- 中小企業等基盤強化税制
創設年度 昭和62年度
減収見込額 ▲140億円程度
- 中小企業投資促進税制
創設年度 平成10年度
減収見込額 ▲2,500億円程度

その他

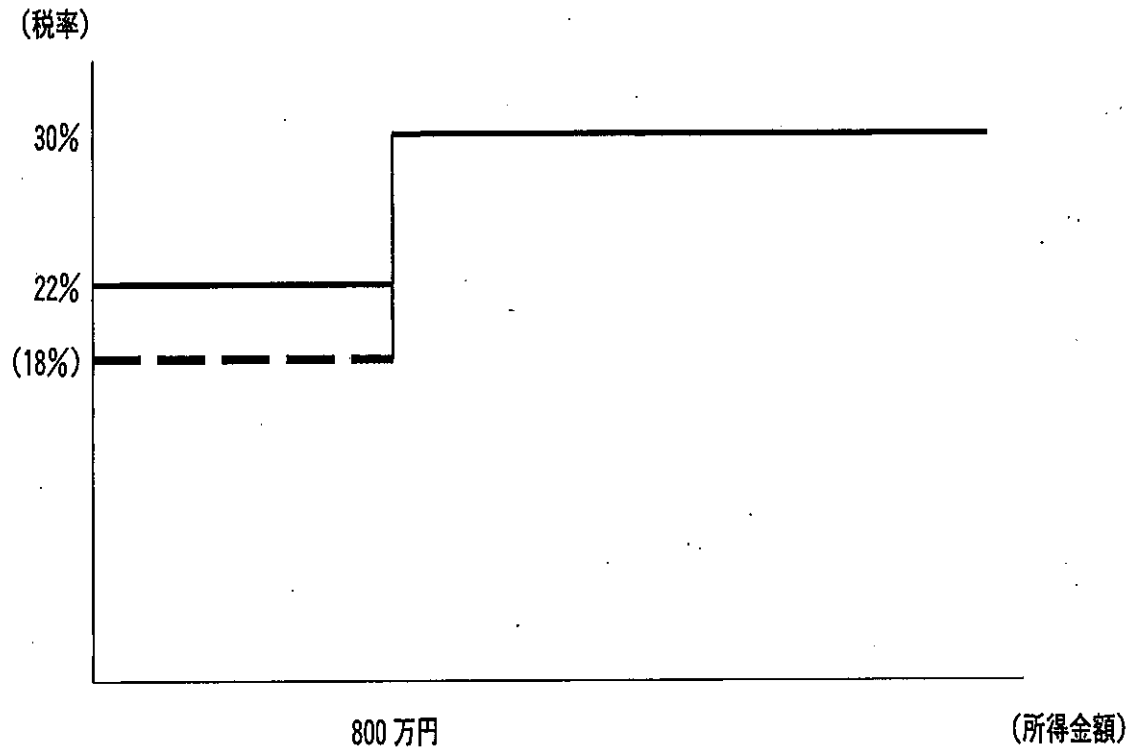
- 交際費等の損金不算入の特例
創設年度 昭和29年度
(定額控除額の適用対象者が資本金1億円以下の法人となったのは、平成15年度)
減収見込額 ▲3,100億円程度
- 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
創設年度 平成15年度
減収見込額 ▲290億円程度

(注)減収見込額について、「特定同族会社の留保金課税に係る中小企業の適用除外」の項目(平成19年度ベース(平年度))以外は、平成21年度ベース(平年度)である。

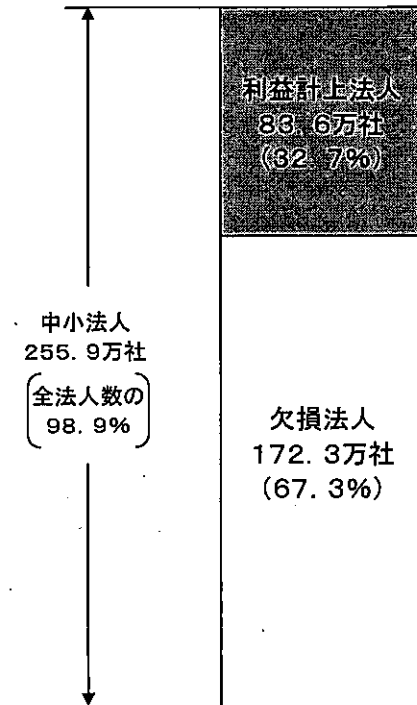
中小法人(資本金1億円以下の法人)に対する法人税率

所得金額	税率
所得金額のうち年800万円超の金額	30%
〃 年800万円以下の金額	22% (18%)

(注) カッコ書きは、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度に適用される税率。



(参考) 中小法人の欠損法人割合

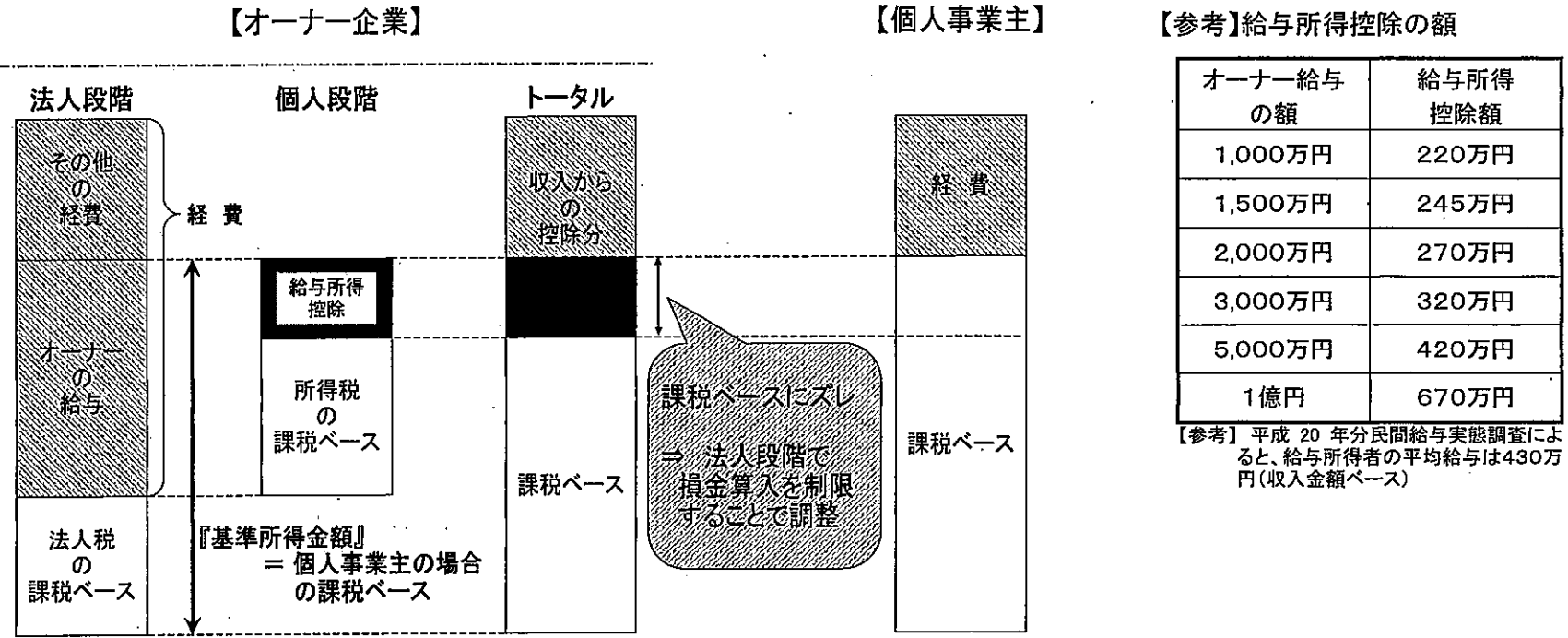


(備考) 会社標本調査(平成19年度分)による。なお、全法人数は、活動中の内国普通法人259.4万社から連結子法人を除いた258.8万社。

一人オーナー会社の役員給与の損金算入制限措置について

新会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金規制の撤廃等を背景として、個人事業主との負担の公平性を確保する観点から、いわゆる一人オーナー会社において発生する「経費（オーナー給与に係る給与所得控除相当額）の二重控除」を是正する措置を導入（平成18年度改正）

- **対象企業**：オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の大過半数を占めている同族会社
- **適用除外**：基準所得金額（法人所得+オーナーの給与）が1,600万円（19年度改正で800万円から引上げ）以下の法人
 基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人



一人オーナー会社課税制度の適用状況等

○ 本制度により納税額が増加した法人数等

適用除外基準 (基準所得金額)	法人数	税 額
1,600万円	9.3万社	672億円

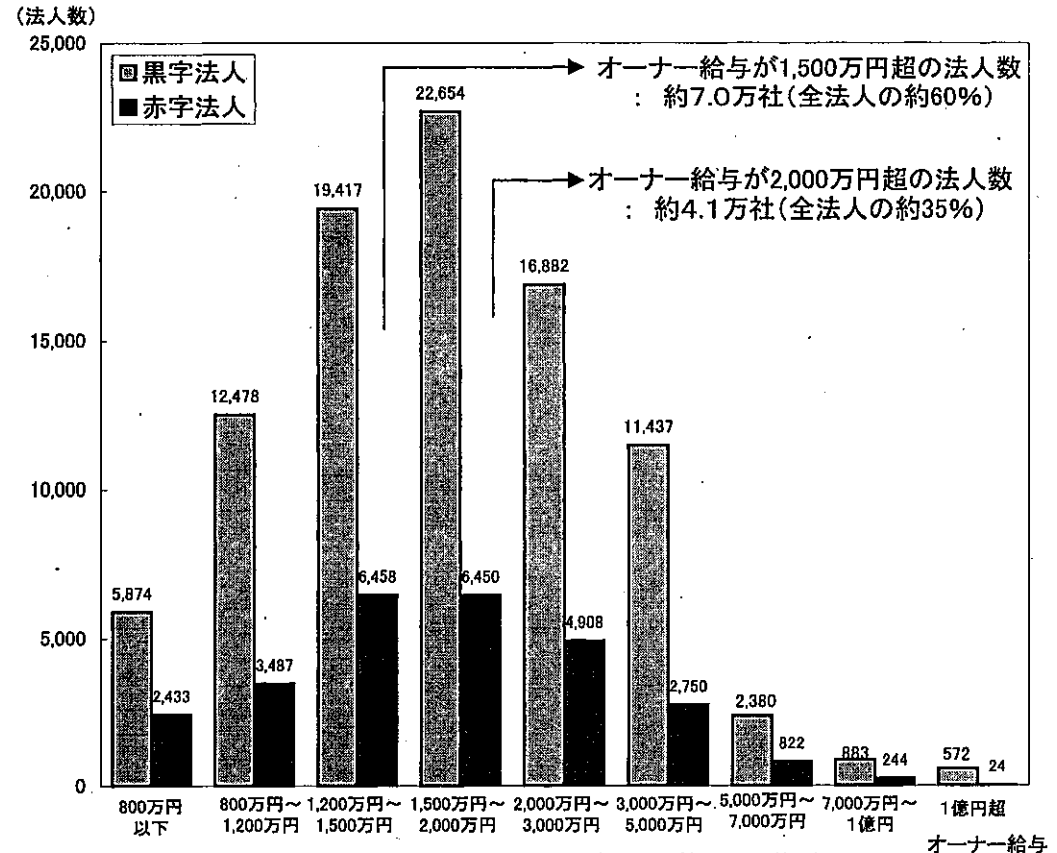
(備考)平成19年度分の会社標本調査のデータを基にした推計

(参考)制度導入時の推計

	適用除外基準	法人数	税額
制度導入時 (18年度)の推計	800万円	5~6万社	290億円
要件緩和時 (19年度)の推計	1,600万円	2~3万社	160億円
過去に実施したサンプル調査に基づく推計			
19年3月決算法人	800万円	11.7万社	—
20年3月決算法人	1,600万円	5.6万社	—

○ 適用会社におけるオーナー給与の水準

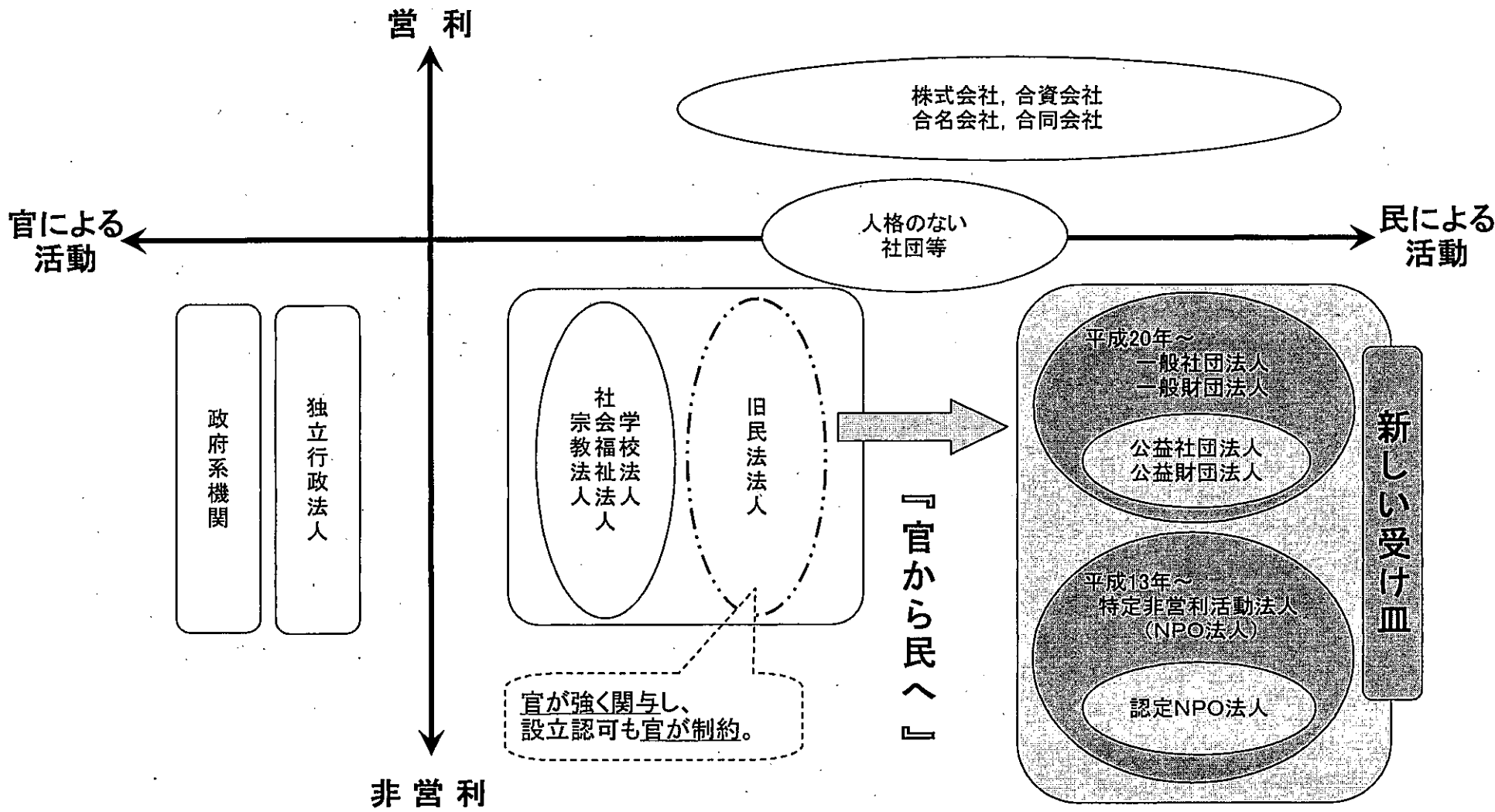
	適用法人数	オーナー給与 平均額	オーナー給与 最高額
黒字法人	9.3万社	2,048万円	3億8,200万円
赤字法人	2.8万社	1,926万円	3億6,000万円
全 体	12.0万社	2,020万円	



(備考)平成19年度分の会社標本調査のデータを基にした推計

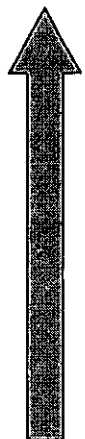
『官から民へ』の動きと非営利活動のための法人制度

市民による公益活動の受け皿となる制度として、
 平成13年 特定非営利活動法人
 平成20年 新公益法人制度 がスタート



新公益法人制度と認定NPO法人制度の比較(税制上の優遇と事業の適正性のバランス)

税制上の取扱い



- 収益事業課税 & 公益目的事業非課税
- 税率30%
- みなし寄附限度額 50%超
- 寄附優遇

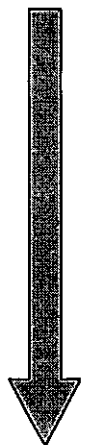
新公益法人



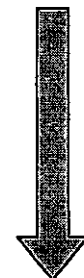
- 収益事業課税
- 税率30%
- みなし寄附限度額 20%
- 寄附優遇

認定NPO法人

事業の適正性



- 第三者委員会による公益認定
 - 個々の事業ごとに公益性を判断。
(その上で、公益性があると判断された事業が全事業の50%以上を占める必要)
 - 公益目的事業に係る収入がその実施に要する償う額を超えてはいけない。(収支相償)
 - 過度な遊休財産を留保してはいけない。
 - 公益目的に関して得た財産(寄附金を含む)は、公益目的事業のために使用・処分しなくてはならない。
 - 共益活動は公益目的事業とみなされない
- 行政庁による随時チェック
(勧告・命令・取消)
 - 認定が取消された場合、公益目的財産残額を国等及び類似の公益法人に贈与してはならない。

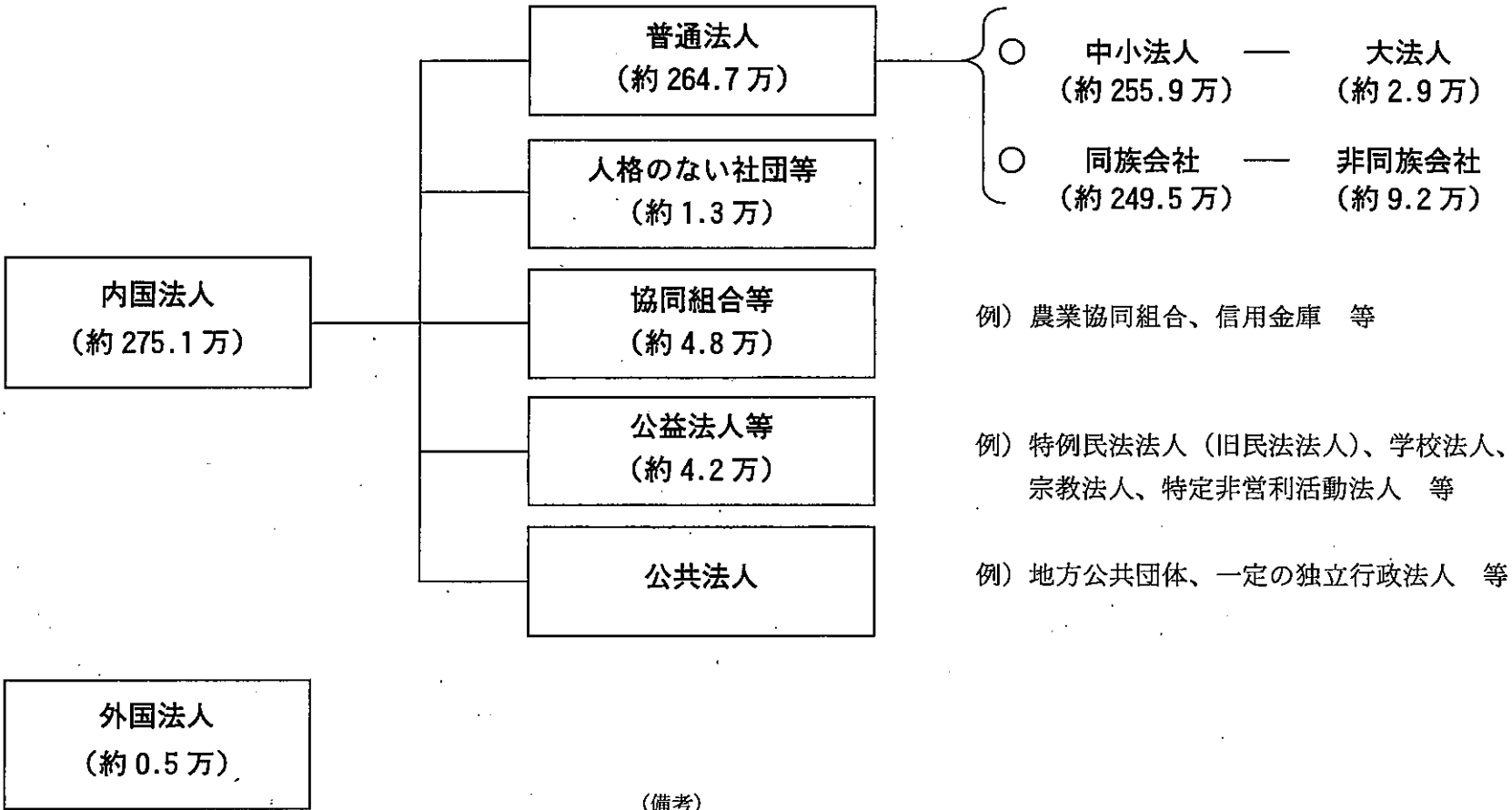


- 国税庁長官が認定
 - 事業内容についての公益性の判定は行わない。
(事業内容については、内閣府等におけるNPOの認証時に法律に定める特定非営利活動の類型に該当するかを書面審査により行う)
 - いかに広く支援を受けているかをPSTにより判定
 - 受入寄附の70%以上を特定非営利活動に充当しなくてはならない。
 - 共益的な活動は総事業の50%まで可能
- 国税庁は監督権なし
 - 税法上の要件に該当しなければ、認定を取消し
 - ただし、認定が取り消されても残余財産の処分を要しない

補 足 資 料

法人税法上の法人の種類

○ 内は法人数

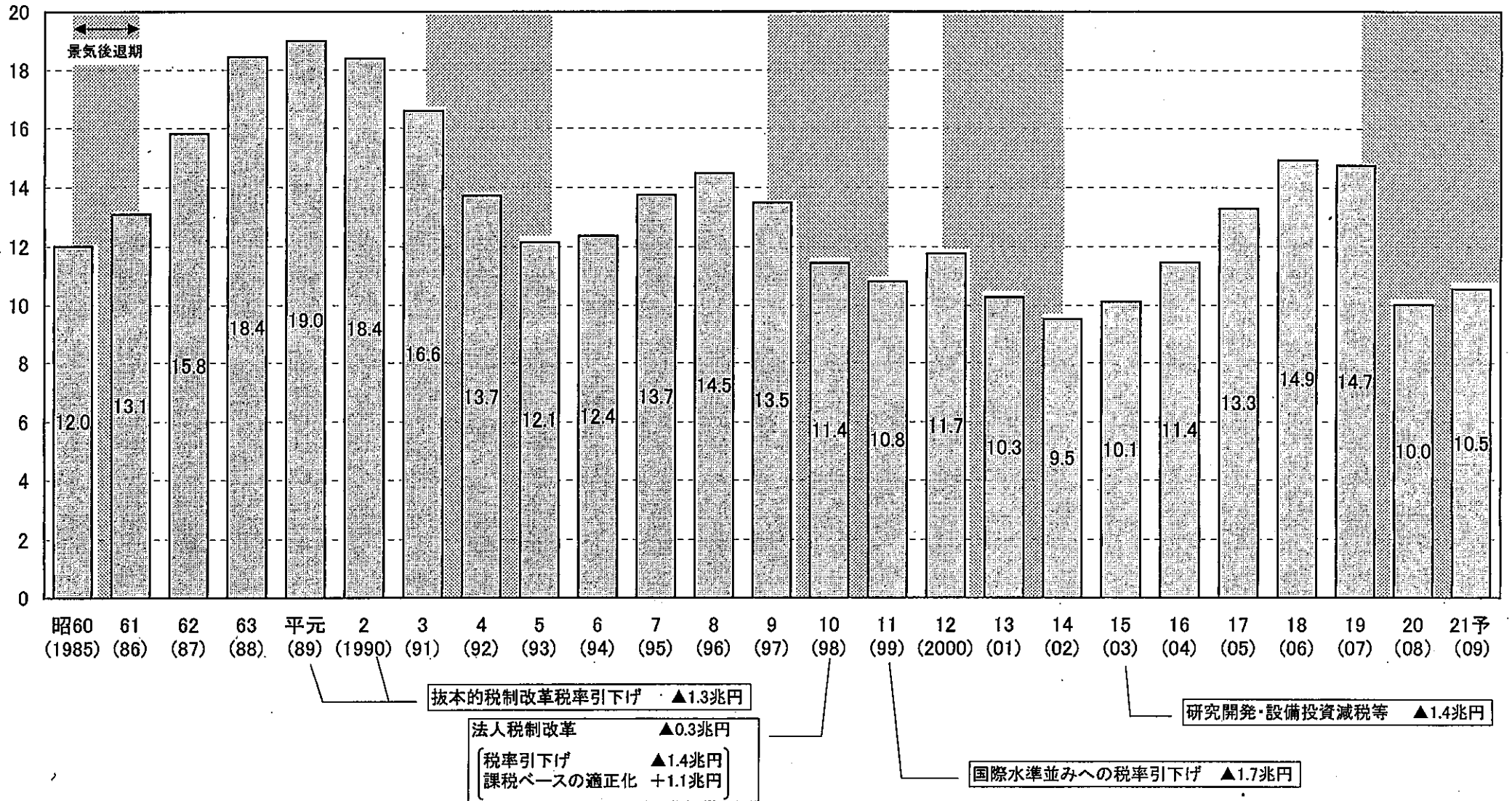


(備考)

- ・各法人数は「国税庁統計年報(平成19年度版)」及び「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—(平成19年度版)」を基に確定申告を行った法人の数を集計したもの。
- ・「内国法人」及び「普通法人」には、休業・清算中の会社等、中間法人、特殊な法人(日本銀行など)を含み、「同族会社」「非同族会社」及び「中小法人」「大法人」にはこれらを含まない。
- ・「人格のない社団等」「協同組合等」「公益法人等」「外国法人」には休業・清算中の法人を含む。

法人税収の推移

(兆円)



- (備考) 1. 20年度までは決算額、21年度は予算額による。
 2. 税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。
 3. 景気後退期は内閣府設定の景気基準日付を参照している。

最近の諸外国の法人税制改革の動向

イギリス

- ・ 主に 2008 年 4 月：法人税改革

(国際競争力強化、投資・イノベーションを通じた成長促進、税制の公平性確保のため)

- 法人税率引下げ (30%→28%)、研究開発費の損金算入割合引上げ (125%→130%)
- 減価償却制度見直し (償却率の引下げ等)、中小法人軽減税率段階的引上げ (19%→22%)

ほぼ歳入中立
(増減収ともに約 0.4 兆円)

(※) 経済危機に対応するため、中小企業軽減税率段階的引き上げ (21%→22%) は延期されている。

ドイツ

- ・ 2008 年 1 月：法人税改革 (国際競争力強化、経済活性化のため)

- 法人実効税率の引下げ (約 39%→約 30%)
- ネット減収額抑制のための課税ベースの拡大等
(定率減価償却制度の廃止、支払利子費用の損金算入制限等)

全税目を合わせた総減収額
の 5/6 を増税措置で補填

- ・ 2009 年 1 月：減価償却制度の見直し (第一次景気対策)

- 法人税改革 (2008 年 1 月) により廃止された定率減価償却の時限的復活 (2009 年及び 2010 年に購入・製造された償却資産に限り、25%定率減価償却を適用可能)。

アメリカ

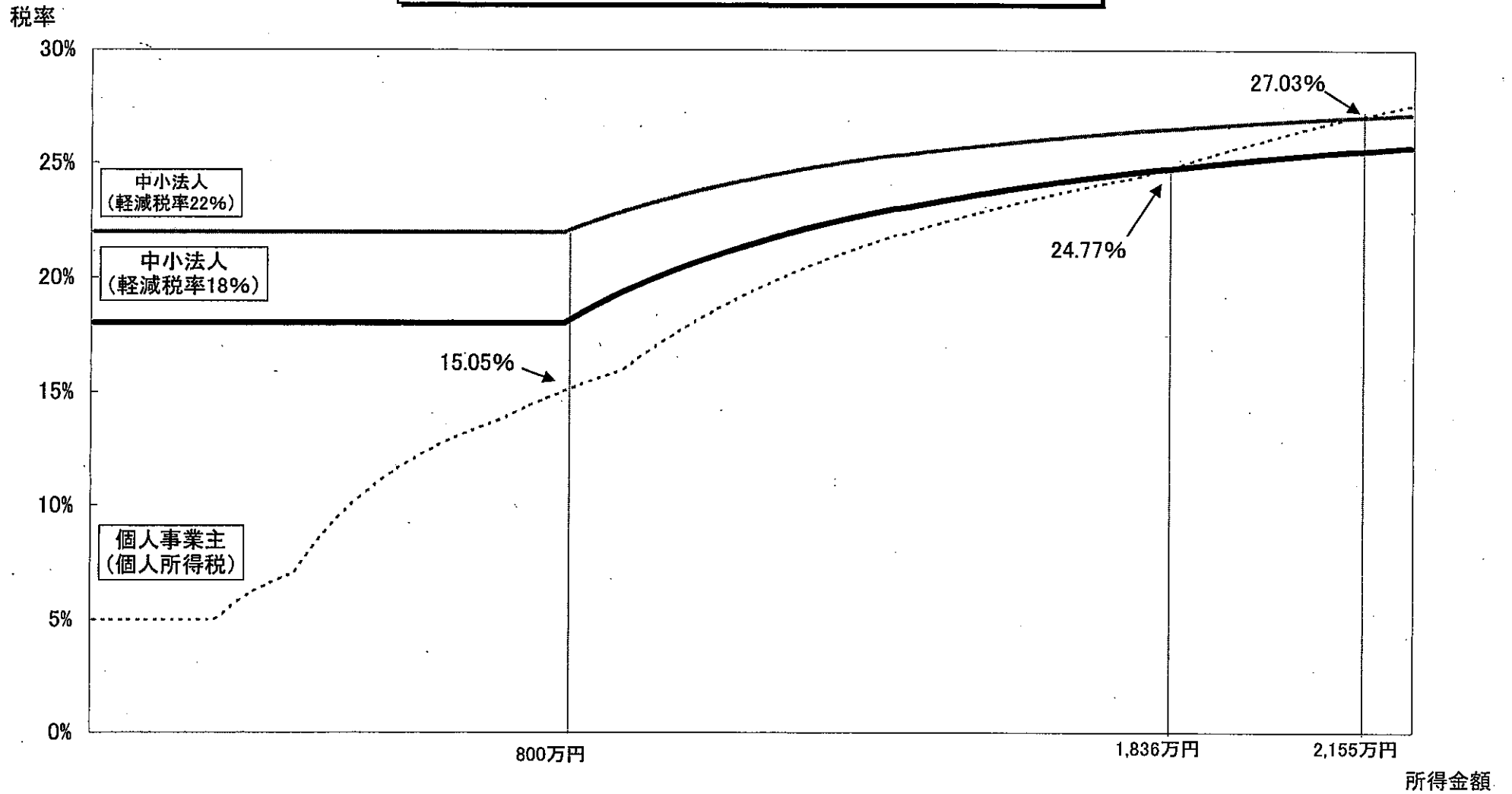
- ・ 2008 年 10 月：緊急経済安定化法

- 試験研究費税額控除 (一定額を超える適格試験研究費の 20%を税額控除) の期限延長 等

- ・ 2009 年 2 月：米国再生・再投資法

- 新規設備投資に対する 50%特別追加償却措置の 1 年間延長 等

中小法人と個人事業主との税負担率比較(国税)



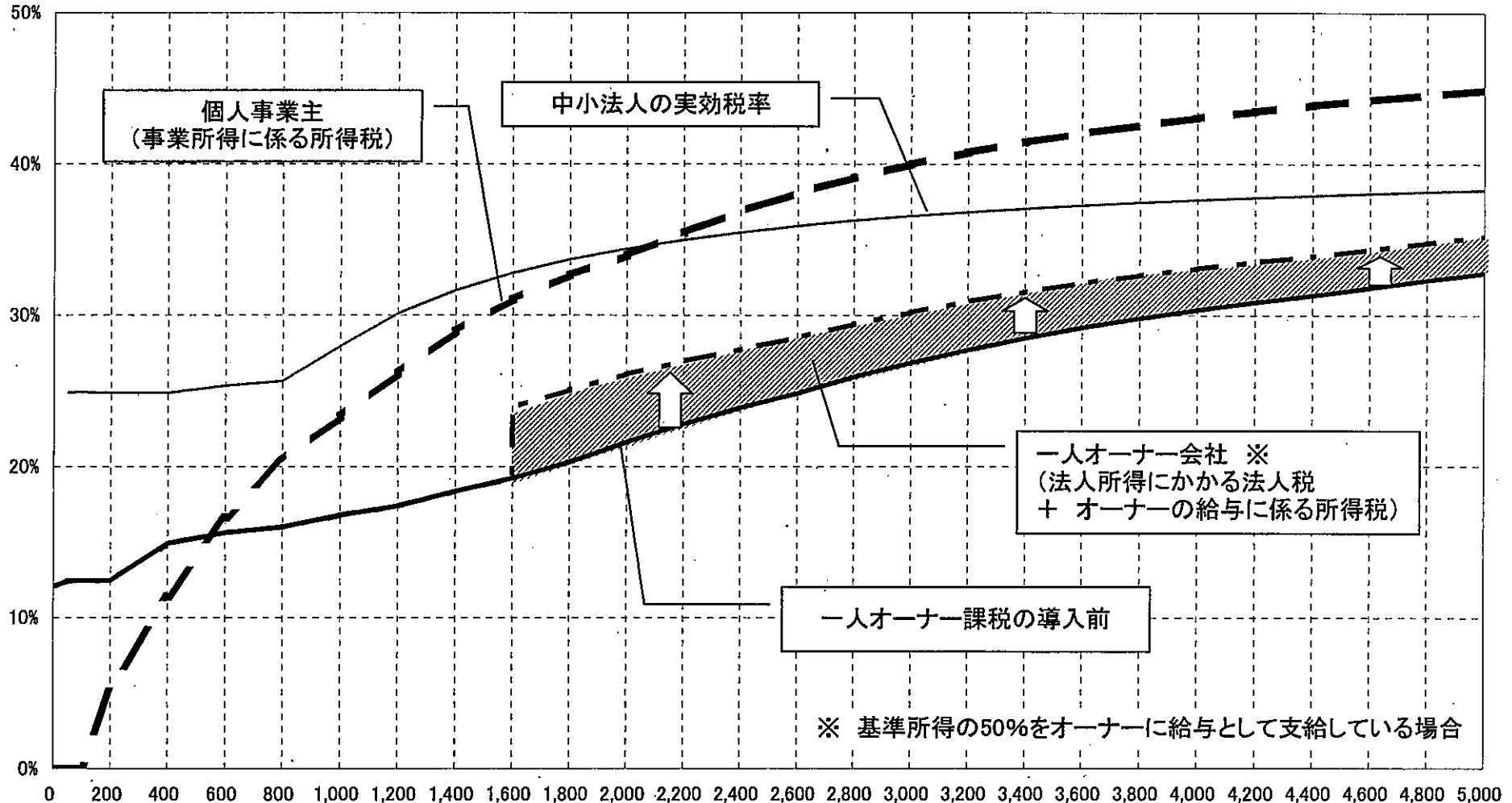
(注)課税所得を事業税引後所得として、法人税及び所得税の税負担率を算出。

中小企業向けの主な税制措置（法人税関係）

- 中小法人に対する軽減税率
 - 〔 中小法人の所得金額のうち年800万円以下の金額は22%の税率
(注) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額は18%の税率 〕
- 特定同族会社の留保金課税
 - 〔 中小法人について、留保金課税を適用しない。 〕
- 欠損金の繰戻しによる還付
 - 〔 中小法人の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる。 〕
- 中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）
 - 〔 中小企業者が支出する試験研究費について、次の税額控除が適用できる。
(1) 試験研究費の総額の12%の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度については、30%）を限度）
(2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度については、(1)に追加して、①試験研究費の増加額に係る税額控除又は②売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除のいずれかを選択適用（当期の法人税額の10%を限度） 〕
- 中小企業投資促進税制
 - 〔 中小企業者が、平成10年6月1日から平成22年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度） 〕
- 中小企業等基盤強化税制
 - 〔 (1) 一定の中小企業者が、昭和62年4月1日から平成23年3月31日までの間に、事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除
(2) 中小企業者の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、教育訓練費割合が0.15%以上である場合には、その教育訓練費に一定の控除割合を乗じて計算した金額の税額控除
(注) (1)と(2)との税額控除額を合計して、当期の法人税額の20%を限度 〕
- 交際費等の損金不算入の特例
 - 〔 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は損金の額に算入しない。ただし、中小法人の場合の損金不算入額は、交際費等の額のうち、①600万円に達するまでの金額の10%に相当する金額と②600万円を超える部分の金額との合計額。
交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く。）を除外 〕
- 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
 - 〔 中小企業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額を損金算入（即時償却）
ただし、取得価額の合計額が300万円を超える場合には、300万円を限度 〕

個人事業主と一人オーナー会社の税負担

実効税率



※ 基準所得の50%をオーナーに給与として支給している場合

事業所得金額(個人事業主):(万円)
 基準所得金額(法人所得+オーナー給与):(万円)

- (注) 1. 地方税を含む
 2. 法人税の中小法人軽減税率は18%で計算

公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人	特例民法法人 宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 (注1)	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護法 社会福祉法	旧民法第34条 宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法 (租税特別措置法)	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律 (法人税法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	すべての所得に対して課税
みなし寄附金(注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり ※所得金額の20%			
法人税率	30% (所得年800万円まで18%)	22% (所得年800万円まで18%)	22% (所得年800万円まで18%)	30% (所得年800万円まで18%)	30% (所得年800万円まで18%)	30% (所得年800万円まで18%)	30% (中小法人等は所得年800万円まで18%)
寄附者に対する優遇(注3)	あり	あり	あり (一部の法人)	あり	—	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入

(注3) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入できる

一般寄附金の損金算入限度額： $(\text{資本金等の額の}0.25\% + \text{所得金額の}2.5\%) \times 1/2$

特別損金算入限度額： $(\text{資本金等の額の}0.25\% + \text{所得金額の}5\%) \times 1/2$